

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、六戸町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る六戸町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

- (1) 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- (2) 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、六戸町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、六戸町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- (3) 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- (4) 六戸町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施またはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

風水害等災害対策編	地震編	内容
第1章 防災組織	第1章 防災組織	防災対策の実施に万全を期するため、六戸町及び防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため六戸町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または被害の拡大を防止するため六戸町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。
第4章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画		雪害、火山災害及び事故災害に係る六戸町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。
第5章 災害復旧対策計画	第4章 災害復旧対策計画	被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、六戸町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。
	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針・決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 町

町は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

(1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱						
六 戸 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する調査、研究に関すること。 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 5 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること。 6 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること。 8 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関すること。 9 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること。 10 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 11 水防活動、消防活動に関すること。 12 災害に関する広報に関すること。 13 避難勧告等に関すること。 14 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること。 15 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること。 16 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること。 17 罹災証明の発行に関すること。 18 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること。 19 その他災害対策に必要な措置に関すること。 						
六 戸 町 教 育 委 員 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災教育に関すること。 2 文教施設の保全に関すること。 3 災害時における応急の教育に関すること。 4 その他災害対策に必要な措置に関すること。 						
消 防 機 関	<table border="1"> <tr> <td>十和田地域広域事務組合消防本部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救助及び救急活動に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>六 戸 消 防 署</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 4 防火対象物の火災予防に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>六 戸 町 消 防 団</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 5 危険物製造所等の予防措置に関すること。 </td> </tr> </table>	十和田地域広域事務組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救助及び救急活動に関すること。 	六 戸 消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 4 防火対象物の火災予防に関すること。 	六 戸 町 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 5 危険物製造所等の予防措置に関すること。
十和田地域広域事務組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救助及び救急活動に関すること。 						
六 戸 消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 4 防火対象物の火災予防に関すること。 						
六 戸 町 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 5 危険物製造所等の予防措置に関すること。 						
青 森 県	<table border="1"> <tr> <td>十 和 田 警 察 署 六 戸 駐 在 所</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 災害時の警備に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災者の救助、救出に関すること。 5 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること。 </td> </tr> </table>	十 和 田 警 察 署 六 戸 駐 在 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 災害時の警備に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災者の救助、救出に関すること。 5 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること。 				
十 和 田 警 察 署 六 戸 駐 在 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 災害時の警備に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災者の救助、救出に関すること。 5 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること。 						

青 森 県		<ul style="list-style-type: none"> 6 災害時の交通規制に関すること。 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること。 8 避難勧告等に関すること。 9 その他災害対策に必要な措置に関すること。
	上北地域県民局地域健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること。 4 防疫に関すること。
	上北地域県民局地域整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。
	上北地域県民局地域農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	上北教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育関係の災害情報の収集に関すること。 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること。
	三八上北森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止に関すること。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。 3 林野火災防止対策等に関すること。 4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。 5 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること。
	東北農政局青森県拠点	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 2 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関すること。 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること。 5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること。 6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること。 7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること。
	青森地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象地象、地象地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層連動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

指 定 地 方 行 政 機 関	東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信協議会の育成、指導に関する事。 2 非常通信訓練に関する事。 3 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関する事。 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事。
	十和田労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する職業のあっせんに関する事。 2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事。 3 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関する事。 4 災害時における労務供給に関する事。
	三沢公共職業安定所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における労務供給に関する事。
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸国道出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（直轄）の整備に関する事。 2 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関する事。 3 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関する事。
	東京航空局 三沢空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機事故防止のための教育・訓練に関する事。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事。 3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事。 4 遭難航空機の捜索に関する事。 5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。 6 飛行場における事故の消火及び救助等に関する事。 7 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関する事。 8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関する事。
	陸上・海上・航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命、財産保護のための救援活動並びに応急復旧活動の支援等に関する事。
	八戸圏域水道企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における水道施設の確保に関する事。 2 災害時における飲料水の確保及び供給に関する事。
	東日本旅客鉄道株式会社 青い森鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関する事。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事。 3 その他災害対策に関する事。
	東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ 東北青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の町への伝達に関する事。 2 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事。 3 災害対策機器等による通信の確保に関する事。 4 電気通信設備の早期復旧に関する事。 5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事。

指定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	日本郵便株式会社 (六戸郵便局) (三沢郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること。
	日本赤十字社 青森県支部	1 災害時における医療対策に関すること。 2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 3 義援金品の募集及び配分に関すること。
	東北電力株式会社 十和田電力センター	1 電力施設の整備及び管理に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
	日本放送協会青森放送局 八戸支局 青森放送株式会社十和田支局 株式会社青森テレビ 八戸支局 青森朝日放送株式会社 八戸支社 株式会社エフエム青森	1 放送施設の整備及び管理に関すること。 2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること。
	(一社) 青森県 エルピーガス協会 上十三支部 十和田ガス株式会社	1 ガス供給施設の整備及び管理に関すること。 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること。
	上十三医師会	1 災害時における医療救護に関すること。
	(公社) 青森県トラック協会 上十三支部 十和田観光電鉄株式会社 日本通運株式会社 八戸支店十和田営業所	1 輸送施設の整備及び管理に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること。
	日本銀行(青森支店)	1 災害時における通貨及び金融対策に関すること。
	東日本高速道路株式会社 (東北支社、十和田管理事務所)	1 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること。
	公共的	六戸町商工会
おいらせ農業協同組合 土地改良区 上十三地区森林組合		1 町が行う農林業関係被害状況調査等応急対策の協力に関すること。 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3 被災組合員に対する融資またはあっせんに関すること。

団体 その他 防災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	三町建設業協会	1 災害時における応急復旧への協力に関すること。
	運輸業関係団体	1 災害時における輸送等の協力に関すること。
	六戸町社会福祉協議会	1 被災者援護活動への支援に関すること。
	六戸町交通安全協会	1 災害時における交通安全確保に関すること。
	六戸町防犯協会	1 災害時における秩序保持に関すること。
	その他ボランティア 団体等の各種団体	1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること。 2 災害応急対策に対する協力に関すること。
	道の駅運営管理者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2 従業員に対する防災教育・訓練に関すること。
	病院等経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3 災害時における病人等の受入れに関すること。 4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること。
	社会福祉施設経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3 災害時における収容者の保護に関すること。
	各危険物関係施設の 管理者	1 災害時における危険物の保安に関すること。 2 LPガス及び石油類の災害時における供給の確保に関すること。
多数の者が出入する 事業所等（病院・工 場等）	1 避難施設、消火施設等の点検整備に関すること。 2 従業員等に対する防災教育、訓練等の実施に関すること。	

第6節 町の自然的・社会的条件

1 位置

本町は、青森県の南東部に広がる上北台地のほぼ南中央に位置し、東はおいらせ町、西は十和田市、南は三戸郡五戸町、北は三沢市、東北町にそれぞれ隣接している。その形状は、南北に長いほぼ長方形で、東西10km、南北15km、面積83.89km²となっている。

2 地勢

(1) 地形及び地質

地形はほぼ平坦で、標高40～80mの台地が北方と南方に分布し、主要地方道三沢十和田線沿線地域は水田に、北部と南部は畑作地帯として利用されている。南北の台地の間には馬淵川低地が東西に細長く分布し、水田として利用されている。

水系の主なものは、源を十和田湖に発する奥入瀬川で、町の中央よりやや南部を東西に流れており、その流域には水田が広がっている。

地質は、地形と密接な関連性があり奥入瀬川流域は沖積層（下層は一部泥炭）砂礫土の部分で沖積層の部分は本町の4分の1を占めている。また本町東部の丘陵地は火山灰性土壌の第4紀洪積層であり本町の4分の3を占めている。本町西部は東部と同様、火山灰性土壌であるが、下層の洪積層との間にあわ砂土があるのが東部と異なっている。

(2) 道路等

本町の道路交通網は、主要幹線道路である国道45号を中心に、主要地方道三沢十和田線をはじめとする複数の県道、町道により構成されており、十和田市、三沢市へはともに車で15分、県都青森市へは国道45号線バイパスの上北道路を経由し、1時間30分で結ばれている。また、路線バスなどの公共交通機関が整備され、町内にJR東北本線の駅舎はないものの八戸駅・三沢駅・向山駅や三沢空港が近く、交通条件は比較的恵まれている。さらに、町の南北を結ぶ交通網として、都市計画道路犬落瀬金矢線が全線開通している。

3 気象

青森県の南東部に位置する本町は、夏は気温が低く、冬は降雪量が少なく、過ごしやすい気象といわれている。しかし、この地域では夏期オホーツク気団の影響が強くなる6月から7月にかけて偏東風（ヤマセ）と呼ばれる冷たい風が太平洋側から吹き、それが長期にわたると農作物の生長に著しい影響を与える。また、降雪は比較的少ないものの、北部地方において季節風による吹雪のため交通に影響が出ることもある。

年平均気温（十和田観測所のデータによる）の平均値は9.5℃である。

4 人口及び世帯

人口及び世帯等の推移は、次のとおりである。

(人)

年次	世帯数	人 口			増加指数人口 (35年=100)	1世帯当り 平均人員	人口密度 (1km ² 当り)
		総数	男	女			
昭和55年	2,503	10,532	5,138	5,394	93	4.2	127.0
60	2,730	10,931	5,265	5,666	97	4.0	131.8
平成2年	2,750	10,615	5,101	5,514	94	3.9	126.3
7	2,893	10,523	5,022	5,501	93	3.6	125.2
9	3,231	11,143	5,434	5,709	99	3.4	132.6
11	3,321	11,086	5,392	5,694	98	3.3	131.9
13	3,382	11,122	5,395	5,727	98	3.2	132.3
15	3,525	11,058	5,382	5,676	98	3.1	131.5
17	3,668	10,927	5,320	5,607	97	3.0	129.2
22	3,850	10,596	5,145	5,451	94	2.8	126.1
23	3,898	10,560	5,121	5,439	94	2.7	125.6
24	4,020	10,769	5,227	5,542	95	2.7	128.1
25	4,099	10,883	5,279	5,604	96	2.7	129.7
26	4,178	10,959	5,315	5,644	97	2.6	130.6
27	4,258	10,937	5,310	5,627	96	2.6	130.3

※上の表は、国勢調査人口を基礎に自然増加（出生・死亡）、社会増加（転入・転出）などにより総人口（外国人を含む）を推計したもの

(資料：町民課)

5 土地利用状況

本町における土地の利用状況は、次のとおりである。

(単位：km²)

年 度	総面積	田	畑	宅 地	山 林	牧場・原野	雑種地	その他
平成23年度	84.06	22.41	13.95	5.22	25.28	2.47	3.92	10.81
24	84.06	22.38	13.94	5.30	25.26	2.47	3.90	10.81
25	84.06	22.37	13.93	5.32	25.26	2.47	3.89	10.82
26	83.89	22.37	13.92	5.32	25.26	2.47	3.86	10.69
27	83.89	22.33	13.90	5.33	25.25	2.43	3.97	10.63

(資料：固定資産概要調書)

6 産業及び産業構造の変化

産業別に見た就業人口は、次のようになっている。

(単位：人、%)

区分	第1次産業				第2次産業				第3次産業							合計		
	計	農業	林業	水産業	計	飲業	建設業	製造業	計	卸売業	金融・保険・不動産	運輸・通信業	電気・ガス・水道	サービス業	公務		分類不能	
平成12年	就業者数	1,562	1,558	4	0	1,694	8	952	734	2,430	761	85	232	12	1,123	212	5	5,686
	割合	27.5	27.4	0.1	0.0	29.8	0.1	16.7	12.9	42.7	13.4	1.5	4.1	0.2	19.8	3.7	0.1	100.0
平成17年	就業者数	1,414	1,410	—	4	1,479	12	815	652	2,639	639	94	210	10	1,483	199	4	5,532
	割合	25.6	25.5	0.0	0.1	26.7	0.2	14.7	11.8	47.7	11.6	1.7	3.8	0.1	26.8	3.6	0.1	100.0
平成22年	就業者数	1,150	1,148	—	2	1,348	2	676	670	2,647	624	107	210	15	1,496	195	0	5,145
	割合	22.4	22.3	0.0	0.1	26.2	0.1	13.1	13.0	51.4	12.1	2.1	4.1	0.2	29.1	3.8	0.0	100.0
平成27年	就業者数	1,105	1,099	6	0	1,335	4	654	677	2,904	683	109	243	21	1,623	225	0	5,344
	割合	20.7	20.6	0.1	0.0	25.0	0.1	12.2	12.7	54.3	12.8	2.0	4.5	0.4	30.4	4.2	0.0	100.0

(資料：国勢調査)

第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について継続的に留意する。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約16kmにわたって分布している津軽山地西縁断層北部と青森市西部から平川市にかけて約23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約21km分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯（青森湾西断層、野木和断層及び入内断層）	蓬田村から青森市にかけて約31kmにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。

第8節 災害の記録

本町で発生した災害は、台風や大雨による水害が主で過去数度の大水害に襲われている。

また、十勝沖地震では道路、建物等に甚大な被害をもたらした。

火災は平成26年から平成30年までの過去5年間で42件発生している。

主な災害記録は、次のとおりである。

年 月 日	種 類	状 況	被 害 額 (千円)
昭和33年 9月26～27日	大 雨	台風22号による大雨 災害救助法の適用を受ける	不 明
昭和34年 9月27日	大 雨	台風15号（伊勢湾台風）による大雨	不 明
昭和36年 5月29日	暴 風	台風4号の余波による暴風 農作物、学校建物に被害	296,000
昭和41年 1月4日	暴風雨	農業用施設被害	1,800千円
		土木用施設被害	3,000千円
昭和41年 6月29日	大 雨	台風4号による災害	
		建物被害	床上浸水5戸、床下浸水12戸
		農林関係被害	水田800ha、畑10ha
		農業施設被害	農地65か所、水路10か所、道路10か所
土木関係被害	〈県〉6か所、〈町〉5か所	88,406	
昭和41年 10月13～14日	大 雨	東部地区集中豪雨	
		人的被害	死者1人
		農林関係被害	3,968千円
		土木関係被害	〈県〉750千円 〈町〉1,450千円
昭和42年 9月21～22日	大 雨	低気圧及び台風27号	
		土木関係被害	〈県〉28,110千円 〈町〉4,160千円
昭和43年 5月16日	地 震	十勝沖地震。災害救助法の適用を受ける。	
		人的被害	負傷者7人
		建物被害	全壊18戸、半壊82戸、一部破損1,746戸（2,072世帯）
			1,445,900

		<table border="1"> <tr> <td>主な被害額の 内訳</td> <td> 〈農業関係〉 569,840千円 〈土木関係〉 99,670千円 〈建物関係〉 246,830千円 〈商工関係〉 76,810千円 〈公共施設関係〉 278,340千円 〈学校関係〉 173,190千円 〈その他〉 1,220千円 </td> </tr> </table>	主な被害額の 内訳	〈農業関係〉 569,840千円 〈土木関係〉 99,670千円 〈建物関係〉 246,830千円 〈商工関係〉 76,810千円 〈公共施設関係〉 278,340千円 〈学校関係〉 173,190千円 〈その他〉 1,220千円																			
主な被害額の 内訳	〈農業関係〉 569,840千円 〈土木関係〉 99,670千円 〈建物関係〉 246,830千円 〈商工関係〉 76,810千円 〈公共施設関係〉 278,340千円 〈学校関係〉 173,190千円 〈その他〉 1,220千円																						
昭和43年 8月20～21日	大雨	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">相坂川氾濫</td> </tr> <tr> <td>建物被害</td> <td> 〈家屋〉 床上浸水9戸 床下浸水11戸 〈非住家〉 4戸 </td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>山崩れ</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>農業施設被害</td> <td>水田605.5ha、畑8ha</td> </tr> </table>	相坂川氾濫		建物被害	〈家屋〉 床上浸水9戸 床下浸水11戸 〈非住家〉 4戸	道路被害	4か所	山崩れ	2か所	農業施設被害	水田605.5ha、畑8ha	不明										
相坂川氾濫																							
建物被害	〈家屋〉 床上浸水9戸 床下浸水11戸 〈非住家〉 4戸																						
道路被害	4か所																						
山崩れ	2か所																						
農業施設被害	水田605.5ha、畑8ha																						
昭和44年 8月23～24日	大雨	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">台風9号による集中豪雨</td> </tr> <tr> <td>建物被害</td> <td>浸水14戸</td> </tr> <tr> <td>農業施設被害</td> <td>水田400ha、畑260ha</td> </tr> <tr> <td>道路被害</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>橋梁被害</td> <td>1か所</td> </tr> </table>	台風9号による集中豪雨		建物被害	浸水14戸	農業施設被害	水田400ha、畑260ha	道路被害	2か所	橋梁被害	1か所	50,000										
台風9号による集中豪雨																							
建物被害	浸水14戸																						
農業施設被害	水田400ha、畑260ha																						
道路被害	2か所																						
橋梁被害	1か所																						
昭和50年 8月20日	大雨	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">台風5号による集中豪雨</td> </tr> <tr> <td>建物被害</td> <td>床上浸水1戸、床下浸水18戸</td> </tr> <tr> <td>主な被害額の 内訳</td> <td> 〈農業関係〉 271,700千円 〈土木関係〉 420,880千円 </td> </tr> </table>	台風5号による集中豪雨		建物被害	床上浸水1戸、床下浸水18戸	主な被害額の 内訳	〈農業関係〉 271,700千円 〈土木関係〉 420,880千円	692,580														
台風5号による集中豪雨																							
建物被害	床上浸水1戸、床下浸水18戸																						
主な被害額の 内訳	〈農業関係〉 271,700千円 〈土木関係〉 420,880千円																						
昭和57年 5月20～21日	大雨	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">二ツ玉低気圧による集中豪雨</td> </tr> <tr> <td>建物被害</td> <td> 〈家屋〉 床上浸水19戸 床下浸水28戸 〈非住家〉 床上浸水9戸 床下浸水29戸 </td> </tr> <tr> <td>水門決壊</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>水路決壊</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>道路決壊</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td>農地決壊</td> <td>19か所</td> </tr> <tr> <td>橋梁決壊</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>堤防崩落</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>湖沼決壊</td> <td>1か所（五月沼）</td> </tr> <tr> <td>農業施設被害</td> <td>水田1,250ha、畑232ha</td> </tr> </table>	二ツ玉低気圧による集中豪雨		建物被害	〈家屋〉 床上浸水19戸 床下浸水28戸 〈非住家〉 床上浸水9戸 床下浸水29戸	水門決壊	3か所	水路決壊	46件	道路決壊	15か所	農地決壊	19か所	橋梁決壊	2か所	堤防崩落	1か所	湖沼決壊	1か所（五月沼）	農業施設被害	水田1,250ha、畑232ha	182,000
二ツ玉低気圧による集中豪雨																							
建物被害	〈家屋〉 床上浸水19戸 床下浸水28戸 〈非住家〉 床上浸水9戸 床下浸水29戸																						
水門決壊	3か所																						
水路決壊	46件																						
道路決壊	15か所																						
農地決壊	19か所																						
橋梁決壊	2か所																						
堤防崩落	1か所																						
湖沼決壊	1か所（五月沼）																						
農業施設被害	水田1,250ha、畑232ha																						

平成3年 9月28日	暴風	台風19号による暴風				154,758
		建物被害	〈住家等〉38戸(38世帯 170人) 〈非住家〉31戸			
		公共施設被害	17件(被害額 2,450千円)			
		農協家畜市場等被害	4件(被害額 2,077千円)			
		商工会関係被害	28件			
		農業関係被害	区分	件数・面積等	被害額	
	りんご	14t 9ha	23,134千円	折損、倒伏、半倒伏		
	タコハウス	48件	98,382千円			
	畑作物	69ha	18,601千円	長いも、ねぎ、にんにく他		
	その他	46件	10,114千円	園芸、豚舎、牛舎他		
平成6年 12月28日	地震	三陸はるか沖地震。21:19頃発生。地震の規模はM7.5、八戸で震度6を記録。				457,440
		人的被害	軽傷者1人			
		被災世帯数	329世帯			
		建物被害	〈住家〉半壊1戸 一部破損233戸 〈非住家〉公共建物31戸 その他51戸			
		その他被害	〈病院〉3か所 〈道路〉16か所 〈河川(水路)〉5か所			
		主な被害額の 内訳	〈公共文教施設〉 93,390千円 〈農林水産業施設〉 1,310千円 〈公共土木施設〉 94,200千円 〈商工被害〉 107,540千円 〈農地(63件)〉 161,000千円			
平成11年 9月27~28日	暴風雨	低気圧に伴う暴風雨				257,000
		建物被害	床上床下浸水13戸			
		道路被害	陥没による通行止め 4か所			
		主な被害額の 内訳	〈農林関係〉 227,000千円 〈公共土木施設〉 30,000千円			

平成11年 10月27～28日	大 雨	低気圧に伴う大雨。道路の損壊、河川の増水等の被害。 建物被害 床上浸水3戸、床下浸水14戸	
平成13年 9月11日	大 雨	台風19号による大雨 建物被害 床上浸水 1戸 道路被害 冠水による通行止め 4ヶ所 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 125,763千円	130,910
平成14年 7月10～11日	大 雨	台風6号と梅雨前線による大雨 道路被害 冠水による通行止め 2ヶ所 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 27,425千円	27,425
平成14年 10月1日	暴風雨	台風6号と梅雨前線による大雨 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 2,270千円	2,270
平成15年 8月9～10日	大 雨	台風10号による大雨 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 7,156千円 〈公共土木施設〉 14,192千円	21,348
平成16年 9月29～30日	大 雨	台風21号による豪雨 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 7,682千円	7,682
平成18年 10月5～8日	大 雨	低気圧に伴う大雨 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 22,485千円	22,485
平成19年 11月11～12日	大 雨	低気圧に伴う豪雨 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 26,601千円	26,601
平成21年 10月8日	大 雨	台風18号による大雨 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 2,310千円	2,310
平成23年 3月11日	地 震	東日本大震災。14:46頃発生。地震の規模はM9.0。六戸町で震度5弱を記録 被災世帯 9世帯 建物被害 〈非住家〉 1戸	
平成23年 9月21～22日	大 雨	台風15号による大雨 主な被害額の 内訳 〈農林関係〉 27,609千円	27,609

平成28年 8月17～31日	暴風雨	台風7・9・10号による暴風雨		535,872
		主な被害額の 内訳	〈建物関係〉 5,020千円 〈土木関係〉 31,193千円 〈文教施設関係〉 1,298千円 〈農業関係〉 498,361千円	

第9節 地震による被害想定

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

1 青森県

	死者・負傷者数	建物全半壊数
想定太平洋側海溝型地震	47,000人	201,000棟
想定日本海側海溝型地震	11,400人	53,000棟
想定内陸型地震	12,900人	64,000棟

2 六戸町

	死者・負傷者数(人)	建物全半壊数(棟)
想定太平洋側海溝型地震	350	1,880
想定日本海側海溝型地震	0	0
想定内陸型地震	0	0

第10節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、密集化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 河川の氾濫による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 地震による災害
- (5) 豪雪による災害
- (6) (十和田) 火山噴火による災害
- (7) 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- (8) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害